

那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那須烏山市犯罪被害者等支援条例（令和5年3月那須烏山市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、この規則で定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

(条例第8条第2項第1号のその他規則で定める者)

第3条 条例第8条第2項第1号のその他規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、やむを得ず市の住民基本台帳に記録されずに市の区域内に居住している者とする。

- (1) 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
- (3) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等を受けていた者
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
- (7) その他市長が特別な理由があると認めた者

(条例第8条第2項第1号の遺族として規則で定める者)

第4条 条例第8条第2項第1号の遺族として規則で定める者は、犯罪行為により死亡した者（以下「死亡被害者」という。）の死亡の時に於いて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（以下「事実婚」という。）にあつた者を含む。以下同じ。）
 - (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情（以下「事実上養子縁組」）にあつた者を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 死亡被害者の死亡の時に胎児であつた当該死亡被害者の子が出生した場合における前項第2号又は第3号の規定の適用については、当該子の母が死亡被害者の死亡の時に死亡被害者と生計を一にしていたときは同項第2号の子と、その他の場合にあつては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けることのできる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、

同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

- 4 前項の規定により第1順位となる遺族（以下「第1順位遺族」という。）が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対して支給した遺族見舞金は、当該第1順位遺族の全員に対して支給したものとみなす。
- 5 第1順位遺族が遺族見舞金の申請をしないときは、第3項の規定により第2順位以下となる遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。
- 6 死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

（見舞金の支給の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しない。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、死亡被害者若しくは犯罪行為により重傷病を負った者（以下「犯罪行為被害者」という。）又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。次号及び第3号において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族（ア及びイに掲げるものを除く。）

- (2) 犯罪行為の被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助（ほうじょ）する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

- (3) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があるとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 那須烏山市暴力団排除条例（平成23年3月那須烏山市条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する密接関係者に該当すること。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと市長が認めるとき。

- 2 前項第1号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪行為被害者からの申立てにより加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条の規定による保護命令が発せられていた場合

- (2) 犯罪行為が次のいずれかに該当し、かつ、当該犯罪行為により犯罪行為被害者の生命又は身

体に重大な危険が生じていた場合

ア 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号並びに第5項第1号（同号ホに係る部分に限る。）及び第2号（同項第1号ホに係る部分に限る。）に掲げる行為を除く。）

ウ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為並びに同条第7項（同項第5号に係る部分に限る。）及び第8項（同項第5号に係る部分に限る。）に規定する行為を除く。）

(3) 前2号に掲げる場合に準ずるものとして市長が認める場合

(遺族見舞金の額の調整)

第6条 重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡したときは、当該重傷病見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、その遺族に支給される遺族見舞金の額は、条例第8条第3項第1号に規定する遺族見舞金の額から、当該重傷病見舞金を控除した額とする。

(遺族見舞金の支給申請兼請求)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、第4条第4項の規定により選任された代表者。以下「遺族見舞金申請者」という。）は、遺族見舞金支給申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請兼請求しなければならない。ただし、当該犯罪行為による被害について、既に次条の規定による重傷病見舞金の申請が行われているときは、重複する書類の提出を省略することができる。

(1) 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

(2) 遺族見舞金申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書（遺族見舞金申請者が死亡被害者の事実婚の配偶者又は事実上養子縁組の子であるときは、その事実を確認できる書類）

(3) 死亡被害者の住民票の除票その他の当該死亡被害者が市民であったことを証明する書類（死亡被害者が第3条各号に該当する者であるときを除く。）

(4) 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類

(5) 遺族見舞金申請者が第4条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた時に死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類

(6) 第1順位遺族が2人以上ある場合にあつては、遺族見舞金受給代表者決定申出書（別記様式第2号）

(7) その他市長が必要と認める書類

(重傷病見舞金の支給申請兼請求)

第8条 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、重傷病見舞金支給申請書兼請求書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請兼請求しなければならない。

(1) 負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書であつて、条例第2条第8号アに該当することを証明する書類

(2) 当該被害に係る被害届が警察に受理されていることを証明する書類（当該被害届を警察に届け出ることが困難であると市長が認めた場合を除く。）

(3) その他市長が必要と認める書類

(見舞金の代理人)

第9条 前2条の規定による見舞金の支給申請兼請求は、当該見舞金の支給を受けようとする者が未成年又はやむを得ない事情により自ら支給申請兼請求ができないときは、代理人により申請することができる。

2 前項の規定により代理人となることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 支給申請者と居所及び生計を同じくする者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

3 第1項の規定により、代理人が見舞金の支給申請兼請求をするときは、当該代理人は、申請書に加え、原則として委任状を提出するものとする。この場合において、市は、運転免許証、マイナンバーカードその他の身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

(見舞金の申請兼請求期限)

第10条 前2条の規定による見舞金の支給申請兼請求は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から1年を経過したとき、又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から2年を経過したときは、することができない。ただし、その期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、その理由がなくなった日から6箇月以内に限り、見舞金の申請をすることができる。

(見舞金の支給決定等)

第11条 市長は、第7条又は第8条の規定による見舞金の支給申請兼請求があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給の可否を決定したときは、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給（不支給）決定通知書（別記様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(見舞金の返還等)

第12条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による見舞金の支給決定を取り消し、既に交付した見舞金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。

(2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給決定取消通知書（別記様式第5号）により、当該支給決定者に通知するものとする。

(調査等)

第13条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、支給決定者について調査し、又は報告を求めることができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に発生した犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者について適用する。

(表)
遺族見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者(代理人) 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
被害者との続柄 _____

那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時	年 月 日 時 分頃	
犯罪行為が行われた場所		
被 害 者	ふ り が な	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住所	
	死亡したとき (死亡診断書による)	年 月 日
犯罪被害による被害の発生状況		
取 扱 警 察 署 及 び 被 害 届 の 受 理 番 号 等	都道府県	警察署
	受 理 年 月 日	受 理 番 号
	年 月 日	番
	罪 名	
死亡前に傷害見舞金の支給を受けたことの有無及び金額	有 () 円	
	無	
請 求 額	<input type="checkbox"/> 30万円 ・ <input type="checkbox"/> 20万円	
備 考		

(裏)

受取方法（希望する受取方法の□にレ点を付け、必要事項を記入してください。）

<input type="checkbox"/> 口座振込	金融機関名		支店名等	
	種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			
<input type="checkbox"/> 市役所窓口での受取（金融機関に口座を開設していない方その他口座振込による受取が困難な方のみとなります。）				

添付書類

1	死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類	<input type="checkbox"/>
2	遺族見舞金申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他証明書	<input type="checkbox"/>
3	死亡被害者の住民票の除票その他の当該死亡被害者が市民であったことを証明する書類（死亡被害者が那須烏山市犯罪被害者支援等条例施行規則第3条各号に該当する者であるときを除く。）	<input type="checkbox"/>
4	遺族見舞金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類	<input type="checkbox"/>
5	遺族見舞金申請者が那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則第4条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた時に死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類	<input type="checkbox"/>
6	第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金受給代表者決定申出書（別記様式第2号）	<input type="checkbox"/>
7	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

誓約・同意事項

【誓約事項】

- 1 那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則第5条に規定する遺族見舞金の支給の制限に該当しないこと。
- 2 那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則第12条の規定により、
 - (1) 遺族見舞金の受給後に、偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。
 - (2) 那須烏山市犯罪被害者等支援条例又は那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則の規定に違反したとき。上記の件が判明した場合には、既に支給を受けた遺族見舞金を速やかに返還すること。
- 3 この申請において、第1順位遺族が複数人いるとき、遺族見舞金の支給決定を受けた後に、この遺族見舞金を受けるべき遺族が判明したとき等、他の遺族との調整が必要となるときは、私の責任において解決すること。

【同意事項】

- 1 遺族見舞金の受給資格を確認するため、那須烏山市が保有する私及び被害者に関する住民基本台帳の記載事項、那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則第3条各号の該当の有無、その他遺族見舞金の申請に関して必要な情報を確認すること。
- 2 見舞金の支給の決定に際し、被害者が犯罪行為により受けた被害の内容、病名、診療の経過等について、那須烏山市が警察署、医療機関等の関係機関に確認し、回答を得ること。

私は、遺族見舞金の申請をするに当たり、上記の誓約事項及び同意事項を確認のうえ、誓約及び同意します。

申請者氏名（署名）_____

代理申請を行うときは、下記に御記入の上、御署名願います。

また、代理人の方は、申請時に御自身の身分証明書の写し等の提出又は提示をする必要があります。

委 任 状

遺族見舞金の支給の申請に関する一切の権限について、_____に委任します。

年 月 日

委任者 氏名 _____ 印

遺族見舞金受給代表者決定申出書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
被害者との続柄 _____

私は、遺族見舞金の受給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族見舞金の支給を受ける者に選任されたことを那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により申し出ます。

なお、次の第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明したときは、代表者の責任において解決いたします。

私は、上記代表者が遺族見舞金の申請、請求及び支給を受けることに同意します。			
上記代表者以外の第1順位遺族氏名 (署名又は記名押印)	被害者との続柄	住 所	連絡先

※該当者がいないときは、空欄に斜線を引いてください。

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等（未成年者若しくは所在不明等である者）については、下記のとおり申し出します。

第1順位遺族氏名	被害者との続柄	住所、連絡先、署名等ができない理由

※該当者がいないときは、空欄に斜線を引いてください。

別記様式第3号 (第8条関係)
別記様式第3号 (第8条関係)

(表)

重傷病見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 (代理人)

住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
被害者との続柄 _____

那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、次のとおり重傷病見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年	月	日	時	分頃				
犯罪行為が行われた場所										
被害者	ふ	り	が	な						
	氏	名								
	生	年	月	日	年	月 日				
	犯罪行為が行われた時の住所									
犯罪被害による被害の発生状況										
取扱警察署及び被害届の受理番号等		都道府県			警察署					
		受	理	年	月	日	受	理	番	号
		年			月	日	番			
		罪 名								
請 求 額		10万円								
備 考										

(裏)

受取方法（希望する受取方法の□にレ点を付け、必要事項を記入してください。）

<input type="checkbox"/> 口座振込	金融機関名		支店名等	
	種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			
<input type="checkbox"/> 市役所窓口での受取（金融機関に口座を開設していない方その他口座振込による受取が困難な方のみとなります。）				

添付書類

1	負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上であったこと（当該疾病が精神疾患であるときは、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこと）を証明することができる書類	<input type="checkbox"/>
2	当該被害に係る被害届が警察に受理されていることを証明できる書類（当該被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めた場合を除く。）	<input type="checkbox"/>
3	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

誓約・同意事項

【誓約事項】

- 1 那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則第5条に規定する重傷病見舞金の支給の制限に該当しないこと。
- 2 那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則第12条の規定により、
 - (1) 重傷病見舞金の受給後に、偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。
 - (2) 那須烏山市犯罪被害者等支援条例又は那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則の規定に違反したとき。上記の件が判明した場合には、既に支給を受けた重傷病見舞金を速やかに返還すること。

【同意事項】

- 1 重傷病見舞金の受給資格を確認するため、那須烏山市が保有する私及び被害者に関する住民基本台帳の記載事項、那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則第3条各号の該当の有無、その他重傷病見舞金の申請に関して必要な情報を確認すること。
- 2 見舞金の支給の決定に際し、私が犯罪行為により受けた被害の内容、病名、診療の経過等について、那須烏山市が警察署、医療機関等の関係機関に確認し、回答を得ること。

私は、重傷病見舞金の申請をするに当たり、上記の誓約事項及び同意事項を確認のうえ、誓約及び同意します。

申請者氏名(署名) _____

代理申請を行うときは、下記に御記入の上、御署名願います。

また、代理人の方は、申請時に御自身の身分証明書の写し等の提出又は提示をする必要があります。

委 任 状

遺族見舞金の支給の申請に関する一切の権限について、_____に委任します。

年 月 日

委任者 氏名 _____ (印)

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給（不支給）決定通知書

那烏指令 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）の支給については、下記のとおり決定したので、那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

支給の決定	支給 ・ 不支給
支給決定額	円
支給の条件	次のいずれかに該当することとなったときは、市長の請求に応じて、当該見舞金を返還すること。 1 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。 2 那須烏山市犯罪被害者等支援条例又は那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則の規定に違反したとき。
不支給の理由 (不支給の場合)	

(教示) ※不支給の決定となった場合

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給決定取消通知書

那須烏山指令 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付け那須烏山指令 第 号で決定した犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）の支給については、下記の理由により支給決定を取り消したので、那須烏山市犯罪被害者等支援条例施行規則第12条第2項の規定により通知します。

取消しの理由	
--------	--

（教示）

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。